

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県条例第四十四号

#### 広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

土壌汚染対策法の 一部を改 正する法 律(平成 二十一年 法律第二 十三号。 以下この 項におい て「法」 という。)	法による改正後の土壌汚染対 策法(平成十四年法律第五十 三号)第二十二条第一項の規 定による汚染土壌処理業の許 可の申請に対する審査	二二八、〇〇〇円
	汚染土壌処理業の 許可申請手数料	

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第二条 広島県警察関係手数料条例(平成十二年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下この項において「法」という。)の項中

一 法第四条第一項第一号の規  
定による猟銃又は空気銃の所  
持の許可を現に受けている者  
が猟銃又は空気銃の所持の許  
可を受けようとする場合  
五、四〇〇円

を

一 法第四条第一項第一号の規  
定による猟銃又は空気銃の所  
持の許可を現に受けている者  
が猟銃又は空気銃の所持の許  
可を受けようとする場合  
六、八〇〇円

に、

「九、〇〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に、

法第四条第一項の規定  
による銃砲又は刀剣類  
の所持の許可の申請で  
あって当該申請を行う  
者が同時に他の銃砲又  
は刀剣類について所持

銃砲刀剣類所持許可  
申請手数料(同時申  
請において減額に該  
当するもの)

一 法第四条第一項第一号の規  
定による猟銃又は空気銃の所  
持の許可を現に受けている者  
が猟銃又は空気銃の所持の許  
可を受けようとする場合  
三、一〇〇円

を

の許可を受けようとする場合の当該他の銃砲又は刀剣類の所持の許可に係るものに対する審査

二 一に掲げる場合以外の場合  
五、三〇〇円

法第四条第一項の規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の銃砲又は刀剣類について所持の許可を受けようとする場合の当該他の銃砲又は刀剣類の所持の許可に係るものに対する審査

銃砲刀剣類所持許可申請手数料（同時申請において減額に該当するもの）

一 法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合  
四、三〇〇円

二 一に掲げる場合以外の場合  
六、七〇〇円

法第四条の三第一項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による認知機能に関する検査

認知機能検査手数料

六五〇円

法第五条の四第一項の規定による猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施

猟銃操作等技能検定手数料

二一、〇〇〇円

法第五条の四第一項の規定による猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施

猟銃操作等技能検定手数料

二一、〇〇〇円

法第五条の五第一項の規定による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習

猟銃操作等技能講習手数料

一一、三〇〇円

「五、八〇〇円」を「七、二〇〇円」に、

二 一に掲げるもの以外のもの  
五、四〇〇円

を

二 一に掲げるもの以外のもの  
六、八〇〇円

に、

「三、五〇〇円」を「四、八〇〇円」に、

二 一に掲げるもの以外のもの  
三、一〇〇円

を

二 一に掲げるもの以外のもの  
四、四〇〇円

に、

に、

を

に、

法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定の申請に対する審査	射撃教習資格認定申請手数料	七、九〇〇円
法第九条の十第二項の規定による射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	射撃練習資格認定申請手数料	七、九〇〇円

を

法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定の申請に対する審査	射撃教習資格認定申請手数料	八、九〇〇円
法第九条の十第二項の規定による射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	射撃練習資格認定申請手数料	八、九〇〇円
法第九条の十三第一項の規定による年少射撃資格の認定の申請（当該申請を行う者が同時に他の年少射撃資格の認定を受けようとする場合）に対する審査	年少射撃資格認定申請手数料（同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの）	九、六〇〇円
法第九条の十三第一項の規定による年少射撃資格の認定の申請であって当該申請を行う者が同時に他の年少射撃資格の認定を受けようとする場合の当該他の年少射撃資格の認定に係るものに対する審査	年少射撃資格認定申請手数料（同時申請において減額に該当するもの）	五、九〇〇円
法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定による年少射撃資格認定証の書換え	年少射撃資格認定証書換え手数料	一、八〇〇円
法第九条の十三第三項において準用する法第七条第三項の規定による年少射撃資格認定証の書換え	年少射撃資格認定証再交付手数料	一、九〇〇円

に改

七条第二項の規定による年少射撃資格認定証の再交付	年少射撃資格講習手数料	九、七〇〇円
法第九条の十四第一項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の開催		

める。

附 則

この条例は、平成二十一年十二月四日から施行する。ただし、第一条の規定は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）附則第一条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。